

大学の認証評価制度について

1 法上の位置づけ

- ・ 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。(学校教育法第69条の3第1項)
- ・ 大学は前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間(政令において「7年以内」と規定)ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。(学校教育法第69条の3第2項)

2 財団法人大学基準協会における認証評価期間

財団法人大学基準協会の「加盟判定審査と相互評価に関する規程」により、最初の認証評価期間は5年間となっており、以後の認証評価期間は7年ごとに行うこととなっている。

平成19年度より、財団法人大学基準協会の認証評価を受けた大学は学校教育法に規定された認証評価を受けたものとされることとなった。

3 県立保健大学における最初の認証評価について

(1) 認証評価期間

平成17年4月1日から平成22年3月31日の5年間
(財団法人大学基準協会から平成17年3月22日付けで承認)

4 県立保健大学における今後の認証評価予定について

(1) 認証評価期間

平成22年4月1日から平成29年3月31日の7年間の予定

(2) 評価スケジュール見込

平成21年4月	申請資料提出
平成21年9～11月	実地調査
平成22年1月	意見申立
平成22年3月	異議申立(必要な場合)
平成22年3月	評価結果の送付(承認)